

広島市立安佐市民病院移転計画策定及び移転業務  
公募型プロポーザル実施要項

令和3年2月

地方独立行政法人広島市立病院機構

## 目 次

1	趣旨	1
2	業務の概要	1
3	提案見積上限額	1
4	病院の概要	1
5	担当部局	1
6	スケジュール	2
7	プロポーザルにおいて提案を求める事項	2
8	参加表明書の提出	2
9	現地説明会の実施	3
10	質問の受付及び回答	4
11	企画提案書の提出	4
12	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	5
13	企画提案に対する審査	5
14	受託候補者の選定	5
15	失格事項	6
16	契約の締結	6
17	その他	6

### 【 資 料 】

- 別紙 1 広島市立安佐市民病院移転計画策定及び移転業務公募型プロポーザル実施要項（様式集）
- 別紙 2 広島市立安佐市民病院移転計画策定及び移転業務基本仕様書

## 広島市立安佐市民病院移転計画策定及び移転業務公募型プロポーザル実施要項

### 1 趣旨

この実施要項は、広島市立安佐市民病院（以下「現病院」という。）から現在建設中の広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称。以下「新病院」という。）への移転に伴う各種計画の立案、進行管理、入院患者移送、機器・什器・薬品・書類・その他物品の移送等を支援する業務（以下「移転業務」という。）の事業者として、優先的に契約交渉を行う者を公募により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務の概要

- (1) 業務名 広島市立安佐市民病院移転計画策定及び移転業務
- (2) 業務内容 「広島市立安佐市民病院移転計画策定及び移転業務基本仕様書」のとおり。
- (3) 履行場所 広島市立安佐市民病院及び広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和4年5月31日まで

### 3 提案見積上限額

510,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 4 病院の概要

- (1) 新病院【移転先】
  - ア 所在地 広島市安佐北区亀山南一丁目
  - イ 開院日 令和4年5月1日（予定）
  - ウ 病床数 434床

- (2) 現病院【移転元】

次のURLを参照すること。

<http://www.asa-hosp.city.hiroshima.jp/>

### 5 担当部局

〒731-0293

広島市安佐北区可部南二丁目1番1号（広島市立安佐市民病院内）

地方独立行政法人広島市立病院機構 本部事務局 安佐市民病院整備室

電話 082-815-5211（代表） 内線:2752

E-mail [hirokikou-honbu@hcho.jp](mailto:hirokikou-honbu@hcho.jp)

## 6 スケジュール

主なスケジュール次のとおり。

(1) 実施要項の交付開始（公告）	令和3年2月 2日（火）
(2) 参加表明書・現地説明会参加申込書の提出期限	令和3年2月12日（金）
(3) 資格審査結果通知	令和3年2月18日（木）
(4) 現地説明会	令和3年2月18日（木）
(5) 質問書提出期限	令和3年2月19日（金）
(6) 質問書への回答	令和3年2月26日（金）
(7) 企画提案書等の提出期限	令和3年3月19日（金）
(8) 審査委員会での審査	令和3年3月下旬
(9) 選定結果通知	令和3年3月下旬

## 7 プロポーザルにおいて企画提案を求める事項

- (1) 移転計画等の策定
  - ・各種計画、作業工程の策定方法、実施体制などを記入すること。
- (2) 移転準備の体制
  - ・病院、医療機器メーカーなどそれぞれ行う移転業務のトータルマネジメント方法などについて記入すること。
- (3) 物品搬送業務の実施方法等
  - ・各種搬送物品の特性を考慮した、搬送方法などについて記入すること。
  - ・想定されるリスクと予防対策、発生時の対応について記入すること。
- (4) 患者搬送業務の実施方法等
  - ・患者を安全に移送するための作業工程などについて記入すること。
  - ・想定されるリスクと予防対策、発生時の対応について記入すること。
- (5) 提案見積書
- (6) その他（追加提案、アピールポイントなど）

## 8 参加表明書の提出

### (1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 納税証明書等

※基準日（参加表明書提出日）前の直前年度における国税の未納がないことを証明する納税証明書（発行年月日が基準日以降のものに限る。）及び、広島市税の滞納がないことを証明する「直近の証明が可能な日以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない旨」の記載がある証明書（発行年月日が基準日以降のものに限る。）。なお、広島市税の納税義務者でない場合は、広島市税の滞納がないことを証明する証明書にかえて、その旨の「申立書」（様式は任意）を提出すること。

ウ 移転業務の国内における受託実績（様式2）

平成27年4月以降で、300床以上の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院をいう。）の敷地外移転業務を受託した実績について医療機関名、病床数を記載すること。

エ 登記事項証明書の写し

(2) 提出期限

令和3年2月12日（金）午後5時

(3) 提出部数

1部

(4) 提出先

前記5の担当部局

(5) 提出方法等

ア 持参又は郵送により提出すること。

イ 持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ウ 郵送の場合は、簡易書留便とし、提出期限までに必着すること。また、封筒の表面に「広島市立安佐市民病院移転計画策定及び移転業務プロポーザル参加表明書在中」と記載すること。

(6) 参加資格の確認結果の通知

ア 令和3年2月18日（木）までに電子メールで通知する。電子メール送信後、病院機構の担当者から到着確認を行う。

イ 参加資格がないと認めた事業者については、確認結果の通知にその理由を記載する。

(7) 参加表明後の辞退

参加を取り止める場合は、参加辞退届（様式3）を提出すること。

ア 提出期限

令和3年3月19日（金）午後5時まで

イ 提出先・提出方法等

前記(4)及び(5)に同じ。ただし、郵送の場合は、封筒の表面に「広島市立安佐市民病院移転計画策定及び移転業務プロポーザル参加辞退届在中」と記載すること。

## 9 現地説明会の実施

8の参加表明書を提出した者を対象として、次のとおり現地説明会を実施する。

(1) 実施日

令和3年2月18日（木）

(2) 申込

現地説明会の参加を希望する場合は、現地説明会参加申込書（様式4）に出席者と連絡先を記入し令和3年2月12日（金）午後5時までに電子メールにより申し込み、申込後は電話により到着確認を行うこと。

※説明は参加者ごとに行い、時間帯、集合場所等の詳細は、別途連絡する。

## 10 質問の受付及び回答

(1) プロポーザルの内容等に関して質問がある場合は、次により提出すること。

ア 提出期限

令和3年2月19日（金）午後5時まで。

イ 受付場所

前記5の担当部局

ウ 受付方法

電子メールにより質問書（様式5）を前記イへ提出し、提出後は電話により到着確認を行うこと。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答するほか、病院機構のホームページへ掲載する。

## 11 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書添書（様式6）

イ 企画提案書（様式は任意、下記(2)を参照）

ウ 委託料見積提案書（様式7）

エ 見積内訳書（任意様式）

(2) 企画提案書の作成

ア 前期7の「プロポーザルにおいて企画提案を求める事項」に掲げる項目（この内(5)の提案見積書を除く。）に対する企画提案を、A3版（横・片面印刷で様式は任意）3枚以内で記載すること。

(3) 提出期限 令和3年3月19日（金）午後5時まで

(4) 提出先 前記5の担当部局

(5) 提出部数 正本1部、副本10部。提出書類（ア～エ）の番号順、様式番号順にフラットファイル等に綴じて提出すること。また、電子データを記録したCD-Rを1枚提出すること。

(6) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。）により提出すること。持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前9時から午後5時までとする。また、郵送の場合は、提出期限までの必着とする。

## 12 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案の内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション」という。）を実施する。

### (1) 日程及び場所等

8の参加表明書を提出した者へ、後日、文書で通知する。

### (2) 留意事項

ア プレゼンテーションの時間は、1 提案者あたり 40 分程度を予定。（プレゼンテーション20分・ヒアリング 20 分）

イ プレゼンテーションの順番は、参加表明書受付順とする。

ウ プレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担とする。

エ プレゼンテーションへの参加人数は、1 提案者あたり 3 名以内とし、移転業務の現場責任者となる者を参加させること。

オ プレゼンテーションに用いる資料は、企画提案書のみとし、プロジェクター等の使用は不可とする。

## 13 企画提案に対する審査

優先交渉権者の選定の審査は、広島市立安佐市民病院移転計画策定及び移転業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「選定委員会」という。）が行うものとする。

## 14 受託候補者の選定

### (1) 選定方法

提出書類及びプレゼンテーションを踏まえ、選定委員会が評価基準に基づいて各提案者を総合的に審査の上、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者とし、第2位の企画提案を行った者を次点者とする。

### (2) 評価項目

評価項目	配点
1 移転計画の策定	40
2 移転準備の体制	10
3 物品搬送業務	10
4 患者移送業務	20
5 見積金額	10
6 その他（追加提案、アピールポイントなど）	10
計	100

### (3) 選定結果の通知

審査終了後、速やかに審査結果通知書を郵送する。

#### (4) 審査結果の公表

- ア 審査終了後、速やかに病院機構のホームページに審査結果を掲載する。
- イ 優秀提案者及び次点提案者は事業者名を公表し、その他の事業者は事業者名を記号化して公表する。

### 15 失格事項

プロポーザルの参加者が、次のいずれかの事項に該当した場合は失格とする。

- (1) 受託候補者を選定する日までの間に、参加資格に掲げる事項を満たさなくなったとき又は社会的信用を失墜させる行為を行ったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されていたとき。

### 16 契約の締結

#### (1) 契約の流れ

- ア 優先交渉権者と、企画提案書を基に本事業実施に関する契約の締結に向けた協議を行い、協議が整った場合には契約を締結する。
- イ 優先交渉権者との間で契約締結に至らなかった場合は、次点者を最上位に繰り上げ、アと同様とする。

#### (2) 契約期間

契約締結日から令和4年5月31日まで

### 17 その他

- (1) 本プロポーザルに関して用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 公募開始の日から事業者の選定が終了するまでの間、選定委員会の委員及び担当部局関係職員に対する営業活動を禁止する。
- (3) 本プロポーザル参加に要する費用は、参加する者の負担とする。
- (4) 提出書類の返却は行わない。
- (5) 提出後の書類の差替え、変更、及び追加を目的とする再提出は認めないものとする。ただし、誤字、脱字等の軽微な場合で、病院機構が認めた場合は、この限りではない。
- (6) 提出書類は、提出者の承諾なく、事業者選定の目的以外に使用しない。ただし、提出書類は、広島市情報公開条例（平成12年広島市条例第80号）の規定に基づき公開する場合がある。なお、公開の際の使用料等は無償とする。
- (7) 書類提出後、病院機構の判断で補足資料等の提出を求める場合がある。
- (8) 必要な資格を有しない者及び企画提案書の提出に当たっては、「広島市立安佐市民病院移転計画策定及び移転業務公募型プロポーザル手続開始の公示」及びこの実施要項に違反したものが提出した企画提案書は無効とする。
- (9) 公募に参加しようとする者は、審査委員会の委員との間に利害関係がなく、本件の受託候補者決定の公表までの間において、本件に関して、審査委員会に直接、間接を問わず、自らを有



利に又は他社を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことになる。

- (10) 病院機構及び第三者が所有する土地、又は建物に無断で侵入し、調査等を行わないこと。
- (11) 契約後において、提出書類に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがある。
- (12) 契約後において、想定移転物量等に変更があった場合は、発注者及び受注者の協議の上契約額を変更することがある。